

NEWS LETTER

2024年12月号

12月に入り、いよいよ本格的な冬という感じです。

皆さまも寒さで体調等崩されませんよう、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

相続土地国庫帰属制度について

令和5年4月27日から始まった相続土地国庫帰属制度ですが、当所では問い合わせはありますが、申請には至っていない状況です。

相続土地国庫帰属制度とは、相続などにより土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件のもと、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度です。相続放棄と勘違いされがちですが、相続放棄とは別の制度です。相続放棄は、亡くなった方が所有していた預貯金などを含む一切の財産を引き継ぐことができなくなります。一方、相続土地国庫帰属制度は、相続した土地を放棄する制度です。すなわち、相続をすることが前提となっていますので、相続放棄と異なり、亡くなった方のすべての財産を引き継いだうえで、不要な土地のみを相続後に国に引き取ってもらうことができます。

申請ができるのは、相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限られます。）により土地の所有権を取得した相続人です。共有地の場合は、共有者のうち1名が相続や遺贈で土地の所有権を取得していればよいですが、共有者全員で申請しなければなりません。

下記の事由がある場合には、国庫帰属の承認申請はできないとされています。

①建物の存する土地、②担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、③通路その他の他人による使用が予定される土地（墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地）が含まれる土地、④土壤汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地、⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

また、別に不承認要件というものもあります。例えば、崖（勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの等です。費用として、審査手数料土地1筆につき、14000円、負担金として最低額でも20万円が必要とされています。

事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続 ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記 ④農地法の許可 ⑤裁判手続

